

金文通解

晉侯蘇鐘

佐藤信弥

器名 晉侯蘇鐘

時代 西周晚期（厲王あるいは宣王）

出土

北趙晉侯墓地は山西省曲沃縣曲村鎮北趙村西南に位置し、天馬―曲村遺址の一部である。晉侯墓地を除く天馬―曲村遺址の發掘は一九八〇年から一九八九年にかけて行われたが、一九九一年以後晉侯墓地での盜掘が相次いだのを承け、一九九二年から二〇〇一年にかけて北京大學考古系・山西省考古研究所により、六次にわたって發掘が行われている。

本器は本來すべて晉侯墓地八號墓の副葬品であったと見られるが、全一六件のうち第一―一四鐘が盜掘によって香港に流出し、一九九二年一二月に上海博物館によって買い取られた。残る第一五・一六鐘については、八號墓の盜掘を承けて一九九二年一〇月から一九九三年一月にかけての第二次發掘によって八號墓より發掘された。第一―一四鐘の上海博物館への入藏の経緯については②馬承源を、八號墓の發掘

については①北京大學考古系等を参照。晉侯蘇鐘の發見や上海博物館への入藏の経緯についてまとめた日本語の文獻としては、岳南著、朱建築・加藤優子譯『夏王朝は幻ではなかった―一二〇〇年遡った中國文明史の起源』（柏書房、二〇〇五年。原題『千年學案―夏商周斷代工程紀實』、浙江人民出版社、二〇〇一年）がある。

收藏 上海博物館（第一―一四鐘）、山西博物院（第一五―一六鐘）

著録

- ①北京大學考古系・山西省考古研究所「天馬―曲村遺址北趙晉侯墓地第二次發掘」（『文物』一九九四年第一期）
- ②馬承源「晉侯蘇鐘」（『上海博物館集刊』第七期、一九九六年。後上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年及び馬承源『中國青銅器研究』、上海古籍出版社、二〇〇二年に收録）
- ③黃錫全「晉侯蘇鐘幾處地名試探」（『江漢考古』一九九七年第四期。後に『古文字論叢』、藝文印書館、一九九九年に收録）

④上海博物館編『晉國奇珍——山西晉侯墓群出土文物精品』（上海人民美術出版社、二〇〇二年）

⑤陳佩芬編『夏商周青銅器研究——上海博物館藏品』（上海古籍出版社、二〇〇四年）、西周篇 427

⑥張桂光主編『商周金文模釋總集』（中華書局、二〇一〇年）、第七冊、1841～1844頁

⑦高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集（研文出版、二〇一三年）

近出 35～50

新收 870～885

吳鎮烽 15298～15313

主要なもののみここに挙げる。①は第一五・一六鐘の初出、③と⑥は銘文の模本を掲載。

著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、二〇〇七年修訂增補本）

近出 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集錄』（中華書局、二〇〇二年）

新收 鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）

近出二 劉雨・盧岩編『近出殷周金文集錄二編』（中華書局、二〇〇九年）

吳鎮烽 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、

二〇一二年）

金文編 容庚編著、張振林・馬國權模補『金文編』第四版（中華書局、一九八五年）

考釋

本稿で引用・参照したもののみにここに挙げる。本器に関するすべての研究を挙げてはいるわけではないことを特に断っておく。

⑧鄒衡「論早期晉都」、『文物』一九九四年第一期。後に上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年に収録）

⑨李學勤「晉侯蘇編鐘の時・地・人」、『中國文物報』一九九六年一月一日。後に『夏商周年代學札記』、遼寧大學出版社、一九九九年に収録）

⑩王世民・李學勤・陳久金・張聞玉・張培瑜・高至喜・裘錫圭「晉侯蘇鐘筆談」、『文物』一九九七年第三期）

⑪馮時「晉侯蘇鐘與西周曆法」、『考古學報』一九九七年第四期）

⑫黃盛璋「晉侯蘇鐘重大價值與難拔丁子指迷與解難」、『文博』一九九八年第四期）

⑬李學勤「晉侯蘇編鐘曆日的分析」、『夏商周年代學札記』、遼寧大學出版社、一九九九年）

⑭李仲操「談晉侯蘇鐘所記地望及年代」、『考古與文物』二〇〇〇年第三期）

⑮何琳儀「晉侯蘇鐘釋地」〔『東方博物』第五輯、二〇〇〇年。後に『安徽大學漢語言文字研究叢書 何琳儀卷』、安徽大學出版社、二〇一三年に収録〕

⑯陳秉新「晉侯蘇編鐘銘文考釋」〔『文物研究』第一三輯、黃山書社、二〇〇一年〕

⑰夏商周斷代工程專家組『夏商周斷代工程1996—2000年階段成果報告』(世界圖書出版公司、二〇〇〇年)

⑱劉克甫 (M.V.Kryukov)「北趙晉國墓地即晉侯墓、一說質疑」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年)

⑲彭裕商「晉侯蘇鐘年代淺議」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年)

⑳陳雙新「金文新釋三則」〔『古漢語研究』二〇〇二年第二期〕

㉑陳雙新「晉侯蘇鐘銘文考釋」〔『兩周青銅樂器銘辭研究』、河北大學出版社、二〇〇二年〕

㉒松井嘉徳『周代國制の研究』(汲古書院、二〇〇二年)

㉓彭裕商『西周青銅器年代綜合研究』(巴蜀書社、二〇〇三年)

㉔吉本道雅「西周紀年考」〔『立命館文學』第五八六號、二〇〇四年〕

㉕木村秀海「甲骨文・金文の小臣について」〔『人文論究』第五三卷第四號、關西學院大學人文學會、二〇〇四年〕

㉖白川靜「新編斷代譜二」〔『金文通釋』卷五第四五輯第九章、白川靜著作集別卷』、平凡社、二〇〇五年〕

㉗角道亮介「晉國墓地的研究」(原題「西周時代晉國墓地的研究—晉

國青銅器を中心として」、『中國考古學』第七號、二〇〇七年。後に『西周王朝とその青銅器』、六一書房、二〇一四年に収録)

㉘胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』(綫裝書局、二〇〇八年) 上篇、104～119

㉙葉正渤『金文標準器銘文綜合研究』(綫裝書局、二〇一〇年)

㉚牛清波・王保成・陳世慶「晉侯蘇鐘銘文集釋」〔『中國文字學報』第五輯、商務印書館、二〇一四年〕

器制

一六件の鐘の通高は、②馬承源などによるとそれぞれ第一鐘(上海博物館館藏番号73629) 49.5^{cm}、第二鐘(同73630) 49.8^{cm}、第三鐘(同73632) 52.5^{cm}、第四鐘(同73634) 44.7^{cm}、第五鐘(同73636) 32.7^{cm}、第六鐘(同73638) 30.5^{cm}、第七鐘(同73639) 25.3^{cm}、第八鐘(同73640) 22.5^{cm}、第九鐘(同73628) 50.5^{cm}、第一〇鐘(同73627) 49.5^{cm}、第一一鐘(同73631) 51.5^{cm}、第一二鐘(同73633) 47.6^{cm}、第一三鐘(同73635) 34.8^{cm}、第一四鐘(同73637) 29.9^{cm}、第一五鐘(北趙晉侯墓地M8:33) 25.9^{cm}、第一六鐘(同M8:32) 22.3^{cm}である。第一～八鐘と第九～一六鐘との二組からなる編鐘である。

本器の紋様については、②馬承源・⑩高至喜・⑰夏商周斷代工程專家組などは二種に分けている。すなわち細く浅い陽線で連珠紋などが描かれている第一・二・九・一〇鐘と、太く深い陰線で獸體紋(篆間)・雲雷紋(鼓部)・鸞鳥紋(鼓部右側)が描かれている第三～八・第一一～一六鐘である。張長壽・陳公柔・王世民『西周青銅器分期斷代

研究』（文物出版社、一九九九年）は、前者を西周中期前段、後者を西周中期後段の器とする。⑬・⑭彭裕商は、前者の器形・紋様がI式 瘝鐘（集成246 西周中期）、後者が楚公冢鐘（集成42・43～45 西周中晚期）などと同じとし、瘝鐘を厲王期、楚公冢鐘を幽王期の器とする。前者は形制の面で更に旋上に幹（あるいは幹。鐘を臺に吊すための部分）があるもの（第一・二鐘）とないもの（第九・一〇鐘）とに細分される。王子初「晉侯蘇鐘の音楽學研究」『《文物》一九九八年第五期』は、第九・一〇鐘を康王以前の西周初期、第一・二鐘を康王前後、第三～八・第一一～一六鐘を西周中期の共王期のものとす。器形・紋様による分期については以上のように見解が分かれているが、第一・二・九・一〇鐘がそれ以外の鐘より早い時期のものとする点だけは一致を見ている。⑨李學勤は第一・九鐘を素面（紋様がない）として幹の有無を含めて本器を五種の形式に分けるが、第一・九鐘は鏄の具合によって紋様の有無が判別しづらくなっているのではないかとも思われ、本稿では②馬承源などの判断に従い、第一・九鐘にも第二・一〇鐘と同様に紋様があると見なしておく。

⑩高至喜は江南で本器と同じあるいは類似の形式の甬鐘が発見されていること、北趙晉侯墓地六四號墓出土の楚公逆鐘の存在を理由に、本器が江南で獲取されたものではないかとする。このように本器は別途に作られた三種の鐘からなるが、②馬承源・王子初などによると、第一鐘が破損によって音程を測定できない以外は、一連の編鐘として音階は整っており、②馬承源は異なる編鐘の中から音階に合わせて鐘を選び出し、組み合わせたと見ている。

高西省「楚公編鐘及有關問題」『《文物》二〇一五年第一期』は、本器のように形制・紋様の異なる鐘を組み合わせてワンセットの編鐘とするのは、しばしば見られる現象であり、鼎や簋など他の器種とは異なり、ワンセットの完全な編鐘を鑄造するのは困難であるので、編鐘に關しては音律や鐘の大きさに合わせて形制・紋様の異なる複数の編鐘から鐘を取り出し、ワンセットの編鐘を形成するという手法がとられたのではないかとする。北趙晉侯墓地出土器では、六四號墓出土の楚公逆鐘も三種の鐘から成る編鐘である。

第一鐘（④『晉國奇珍』）



第一〇鐘 (④『晉國奇珍』)



第四鐘 (④『晉國奇珍』)



のではなく、既成の器に後から刻まれたものであり、おそらくは鐵製の利器で刻まれたとする。これについて李朝遠「晉侯穌鐘銘文的刻制與西周用鐵問題」(『徐中舒先生百年誕辰紀念文集』、巴蜀書社、一九九八年。後に『青銅器學步集』、文物出版社、二〇〇七年に收録)は隕鐵の使用を想定し、關曉武・廉海萍・白榮金・劉緒・華覺明「晉侯穌鐘刻銘成因試探」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年)は、これに加えて錫の含有率が通常より高い青銅や人工の鋼鐵の工具の使用も想定に入れる。

銘文

銘文の字數は總計三五五文字である。(合文六文字、重文九文字を含む)以下、銘文の拓本はすべて②馬承源掲載のものである。また文字がはっきりしない部分については③黃錫全の模本を参照した。

第一鐘 三九文字



銘文については、②馬承源によると器を鑄造する際に鑄込まれたも



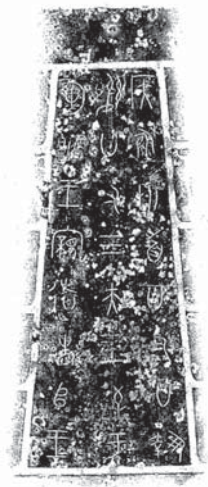
佳王卅又三年，王親（親）適省東或（國）・南或（國）。正月既生霸戊午，王步自宗周。二月既望癸卯，王入各（格）成周。二月

第二鐘 三九文字



既死霸壬寅，王償（償）往東。三月方死霸，王至于蕞，分行。王親（親）令（命）晉侯蘇（蘇）、逵（率）乃自（師）左泚、北泚、伐胤（夙）尸（夷）。」晉

第三鐘 三六文字



侯蘇（蘇）折首百又廿，執嚙（訊）廿又三夫。王至于鷓（城）、王親（親）遠省自（師）、王至晉侯蘇（蘇）自（師）、王降自車、立南卿（嚮）、

第四鐘 二五文字（うち合文一文字）



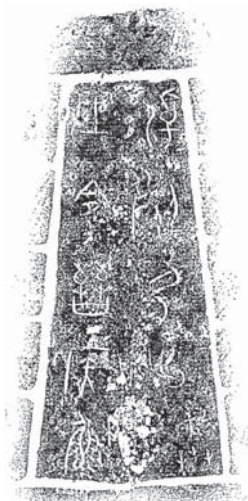
親（親）令（命）晉侯蘇（蘇）、自西北遇（隅）臺（敦）伐鷓（城）。」晉侯逵（率）卒（厥）亞旅・小子・或人、先敵（陷）

第五鐘 一二文字



入、折首百執嚙(訊) 十又一夫。王至

第六鐘 一二文字 (うち重文二文字)



淖_二列_二 (淖列、淖列) 尸(夷) 出奔。王令(命) 晉侯蘇(蘇)

第七鐘 五文字 (合文一文字)



逵(率) 大室小臣・

第八鐘 三文字



車僕、從

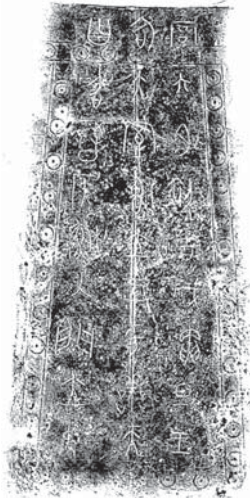
第九鐘 四三文字 (うち合文二文字)





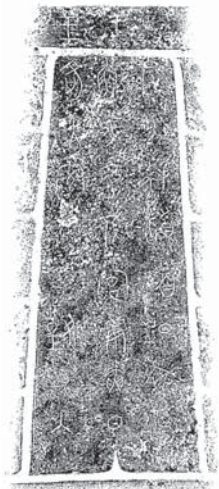
逋逐之。晉侯折首百又二十、執魑（訊）廿夫、大室・小臣・車僕折首百又五十、執魑（訊）六十夫。王隹反（返）、歸在成周。公族整自（師）

第一〇鐘 四一文字（うち合文一文字）



宮。六月初吉戊寅、旦、王各（格）大室、即立（位）。王乎（呼）善（膳）夫曰、「召晉侯魼（蘇）入門、立中廷。」王親（親）易（賜）駒四匹。魼（蘇）捧（拜）頤（稽）首、受駒曰（以）

第一鐘 四一文字



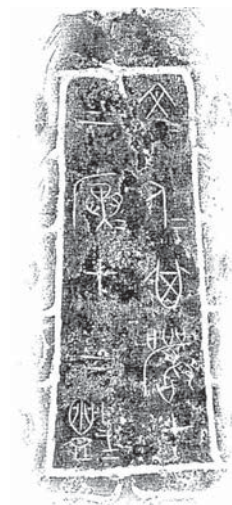
出、反（返）入（納）、捧（拜）頤（稽）首。丁亥、旦、王鯁（御）于邑伐宮。庚寅、旦、王各（格）大室。嗣（司）工（空）凱（揚）父入右晉侯魼（蘇）、王親（親）儕（齋）晉侯魼（蘇）暨（柅）鬯一卣。

第二鐘 二六文字（うち合文一文字、重文一文字）



弓矢百・馬四匹。魼（蘇）敢凱（揚）天子不（丕）顯魯休、用乍（作）元魼（和）凱（揚）鐘、用邵（昭）各（格）葑。

第一三鐘 一三文字（うち重文三文字）



文 = 人 = (前文人。前文人) 其嚴才 (在上、虞 = (翼) 才 (在下、
數 = (數數)

第一四鐘 九文字（うち重文一文字）



泉 = (泉泉)、降余多福。穌 (穌) 其邁 (萬)

第一五鐘 七文字（うち重文二文字）



年無疆 (疆)。子 = (子子) 孫 = (孫孫)、

第一六鐘 四文字



永寶茲鐘。

佳王卅又三年、王親 (親) 適省東或 (國)・南或 (國)。正月既
生霸戊午、王步自宗周。

王の三十三年正月既生霸戊午（千支番號55）に、王が自ら宗周より
東方・南方への巡視に出發したことを言う。「適」あるいは「適省」は、
⑳・㉑陳雙新が指摘するように巡視・巡守を指す。またこの種の巡視

は軍事の一種であり、しばしば戦鬪行爲を伴う。厲王自作の鈇鐘（宗周鐘。集成280。西周晚期）の「王肇適省文武勳彊（疆）土」「王肇に文武の勤めし疆土を適省す」、史牆盤（集成10175。西周中期）の「緡圉武王、適征四方、達（撻）殷」「緡圉なる武王、四方を適征し、殷を撻す」などの用例がある。巡視の出発地の「宗周」はいわゆる「鎬京」を指すとするのが一般的であるが、陝西扶風・岐山一帯の周原を指すという意見もある。角道亮介『西周王朝とその青銅器』（六一書房、二〇一四年）の第三章第三節「周原と宗周」を参照。

この「王」が西周のどの王に當たるのかについては、厲王説・宣王説に大分される。諸説については②陳雙新・⑧胡長春が整理しているが、主要なあるいは特徴的な説を紹介しておく。⑧鄒衡は、まず後文で登場する本器の作器者「晉侯蘇（蘇）」について、『史記』晉世家の「釐侯十四年、周宣王初立。十八年、釐侯卒、子獻侯籍立。獻侯十一年卒、子穆侯費王立。」【釐侯十四年、周宣王初めて立つ。十八年、釐侯卒し、子獻侯籍立つ。獻侯十一年卒し、子穆侯費王立つ。】及びその索隱「系本及譙周皆作蘇。」【系本及び譙周皆蘇な蘇に作る。】を引き、晉獻侯籍の名が『系本』すなわち『世本』などで蘇とされているのに注目し、これを作器者の晉侯蘇と結びつけ、本銘の「王」とは宣王であるととする。ただし、晉獻侯は宣王六年（前八二二年）に即位し、十六年（前八一二年）に没しており、宣王三十三年は次の穆侯の十七年に當たる。そこで晉侯蘇は獻侯ではなく穆侯を指し、獻侯の名を蘇とするのは『世本』の誤りであると。⑩・⑬彭裕商も⑧鄒衡説を支持する。

②馬承源は、張培瑜の「晚殷西周冬至合朔時日表」（南京紫金山天文臺『科研工作報導』一九八〇年第三期）と自らの「西周青銅器銘文年曆表」（『商周青銅器銘文選』第三冊、文物出版社、一九八八年）を根據とし、宣王三十三年（前七九五年）正月の朔は乙酉（22）であり、この月に戊午（55）が収まらないとする。これに對し、厲王三十三年（前八四六年）の場合は辛亥（48）が朔で戊午（55）は八日となり、四分月相説の既生霸の日數にも合うとし、『史記』晉世家が晉侯蘇の在位を宣王期とするのは誤っており、『史記』所載の西周晉侯の世次・年次には疎漏や誤りがあると。⑦夏商周斷代工程專家組及び⑨・⑩李學勤も厲王説を採るが、李學勤は後文の「晉侯蘇（蘇）」は彼の即位後の追稱であると。すなわち、本銘記載の戦役は彼の即位前の厲王三十三年、すなわち蘇の祖父靖侯十三年の事件であり、編鐘の一部はその戦利品であった。後に他の鐘を加えてフルセットの編鐘とし、宣王期に晉侯として即位した後、當時を記念するために銘文を刻んだが、その際に即位後の身分に合わせて「晉侯」としたと主張する。宣王三十三年正月に戊午が収まらないことについては、⑩陳久金は、宣王三十三年は前七九五年ではなく前七九四年の可能性があるのでないかと。前七九四年であるとすると、本銘の正月及び後出の二月・六月の干支が収まるうえ、月相とも合致すると言。⑫黃盛璋もこれに同意する。平勢隆郎『よみがえる文字と呪術の帝國』（中央公論新社、二〇〇一年）も同じく本銘の年代を宣王三十三年（前七九四年）とする。一方、王占奎「周宣王紀年與晉獻侯墓考辨」（『中國文物報』一九九六年七月七日。筆者未見）は宣王在位年に共和年間の年數

も加え、本銘の三十三年とは宣王の即位年であり、親政十九年（前八〇九年）に相當するとし、干支の帳尻を合わせようとしているようである。

⑩張聞玉及び同氏の『《晉侯蘇鐘》之我見』（《貴州大學學報》一九九七年第三期）は、銘文冒頭から第二鐘（次々段）の「分行」までが穆王三十三年（前九七四年）の穆王の「省東國・南國」に關する記述で、それ以後を晉獻侯が宣王八年（前八二〇年）の征伐に隨行した際の戦功を記したものとす。銘文の前段と後段で記載の粗密に差があること、後文で「東國」の状況には觸れるが、「南國」の状況については言及されないことなどをその根據とするが、前引の鈇鐘で厲王が「適省」しているように、本銘のこの部分も西周後期の銘文として不自然ではない。

なお、仇士華・張長壽「晉侯墓地M八的碳十四年代測定和晉侯蘇鐘」、『考古』一九九九年第五期。後に張長壽『商周考古論集』、文物出版社、二〇〇七年に收録）は、本器の出土した北趙晉侯墓地八號墓について、同墓より採集された樹枝木炭をサンプルとして炭素一四年代測定を行った結果、同墓の年代が前八〇八±八年であり、獻侯（すなわち晉侯蘇）の没年を宣王十六年（前八一二年）と位置づける『史記』晉世家の記述と一致するとしている。そしこの「王卅又三年」の問題については⑨・⑩李學勤の説を支持している。⑦高澤浩一はこの前八〇八±八年という年代を本器の成立年代と誤解しているが、これはあくまでも本器が出土した八號墓の造營年代を示すものであり、本器の制作年代とイコールではない。また「器制」欄で確認したように本銘は既

成の器に後から刻まれたものであり、器本體と銘文の制作が同時ではない。銘文が刻まれた年代は當然八號墓の造營と同時期かそれ以前ということになるはずである。（八號墓の年代については後文の參考欄も參照。）

本稿では取り敢えず鈇鐘銘との類似や、曆年計算のうえで比較的無理がないことから厲王三十三年説を採っておくことにする。ただ、厲王説にしる宣王説にしる、『史記』晉世家やそれを踏まえた三代世表・十二諸侯年表の晉侯世系・年次と辻褃を合わせようとすると、どこかで無理な想定をしなければいけない銘文であるということは強調しておきたい。

二月既望癸卯、王入各（格）成周。二月既死霸壬寅、王償（償）往東。

この段では「癸卯」「壬寅」の二つの干支についてと「償」字の解釋との二つの問題がある。「癸卯」「壬寅」の問題について見ておきたい。この二つは干支番号ではそれぞれ40と39となり、銘文の記載通り癸卯の方が早い日付と見なすと、當然同じ月の間に壬寅は入らない。そこで②馬承源は二つの干支が顛倒して刻まれたのであるとし、本来は「二月既望壬寅」「二月既死霸癸卯」であったとする。とすれば、厲王三十三年二月は辛巳（18）が朔で、壬寅は二十二日、癸卯が二十三日となり、四分月相説の既望・既死霸の定義とも合うと言う。②白川靜もこれに同意する。あるいは二つの干支のいずれかに誤りが

あるとする意見もある。たとえば⑩裘錫圭は癸卯を癸巳(30)の誤りとし、⑰夏商周斷代工程專家組は癸卯を辛卯(28)の誤りとする。干支の記述に誤りを求める諸説については、やはり⑳陳雙新・㉑胡長春がまとめている。

①馮時はそもそもこのように同年同月のことで月名を重複して記すのは金文の通例と合致しないとす。たとえば作冊令方尊／方彝では、八月甲申(21)の後は「丁亥(24)」と日付の干支のみ記し、「十月月吉癸未(20)」の後も「甲申(21)」「乙酉(22)」と、やはり日付のみを記す。本銘でも後文では「六月初吉戊寅(15)」の後は「丁亥(24)」「甲寅(27)」と日付のみの表記となっている。

作冊令方尊／方彝(集成 6601 / 9601 西周早期)

佳八月、辰才(在)甲申。王令(命)周公子明保、尹三事四方、受(授)卿事寮。丁亥、令(命)矢告弅(于)周公宮。公令(命)咎(誕)同卿事寮。佳十月月吉癸未、明公朝至弅(于)成周。咎(誕)令(命)舍三事令(命)、眾卿事寮眾者(諸)尹、眾里君眾百工、眾者(諸)侯侯田男、舍四方令(命)、既威令(命)。甲申、明公用牲弅(于)京宮。乙酉、用牲弅(于)康宮。……

【佳れ八月、辰は甲申に在り、王、周公の子明保に命じ、三事四方を尹め、卿事寮を授けしむ。丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公、命じて誕に卿事寮を同めしむ。佳れ十月月吉癸未、明公、朝して成周に至る。誕に命じて三事の命を舍く、卿事寮と諸尹と、里君と百工と、諸侯の侯田男、四方の命を舍く、既に命を

成ふ。甲申、明公牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。……】

一方、年を跨ぐ場合は、乖伯簋において「九月甲寅」の後にいきなり「二月」「己未」と表記されるように、年の表記は省略されるとする。

乖伯簋(集成 2331 西周晚期)

佳王九年九月甲寅、王令(命)益公征眉敖。益公至告。二月、眉敖至見、獻賁(帛)。己未、王令(命)中(仲)致歸乖白(伯)狐(?)裘。……

【佳れ王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公、至りて告ぐ。二月、眉敖、至りて見え、帛を獻ず。己未、王、仲致に命じて乖伯に狐(?)裘を歸らしむ。……】

①馮時はこのことを踏まえ、「二月既望癸卯、王入各(格)成周。」までが宣王三十三年、「二月既死霸王寅」以後が宣王三十五年の出来事とし、それぞれ一連の事件の中の前後異なる段階とする。㉒吉本道雅も同じく同年内の月名の重複は類例を見ないとし、「二月既望癸卯、王入各(格)成周」までは厲王三十三年の記録、「二月既死霸王寅」以後は次の宣王による東征の記録とし、後文の「丁亥、旦、王鮑(御)于邑伐宮」の前にも断絶があると見なし、本銘は三種の原資料から転写されたものとする。そして一つの銘文に複数の原資料が想定される他の例として翌鼎(集成 2838 西周中期)を挙げる。このように解

すれば、冒頭の「王の卅又三年」が厲王期であっても宣王期であっても『史記』所載の晉侯の世系・年次と矛盾を来すという問題については解決がはかれる。

⑳胡長春は二つの干支の顛倒や錯誤、あるいは㉑馮時の諸説について、「このような方法は取るべきではない。地下の文献の價值は『纂改』されていないことにある」と批判するが、そうは言ってもそもそも本銘は『史記』の記述との調整の問題も含めて、どこかで恣意的な想定をしなければ読み通せない銘文なのである。干支の改竄を避けるのであれば、㉒馮時や㉓吉本道雅のように解せざるを得ない。本稿でも「二月既死霸王寅」より後は厲王三十三年より後の年の事件と見なしておく。

「饋」字については、㉔馮時は「厝」「貝」に従い、「殿」字であるとし、「軍後」の意で、「王殿往東」の句を王が最後に東に進んだと解する。㉕松井嘉徳も「王、東に殿往し」と訓じる。㉖黄盛璋はこの字を「饋」字とする。㉗陳雙新も「饋」字と釋したうえで「漬」と訓じ、この句を王が東に進むのが速いこと、あるいは周王が東國の叛亂を知り、憤って東に向かい、自ら戦争を指揮することを指すとする。ただし㉘陳雙新では後述の趙平安説を採っている。㉙何琳儀は、この字を「人」「薛」の省と「貝」に従い、「薛」字であり、「薳」と訓じて、施行の貌であるとする。㉚白川靜はこの字を「すみて」と訓じているが、根據は不明である。趙平安「釋古文字資料中の“齋”及相關諸字」(『中國文字研究』第二輯、二〇〇一年。後に『新出簡帛與古文字古文字獻研究』、商務印書館、二〇〇九年に收録)及び劉釗「釋“饋”及相

關諸字」(『中國文字』新二八期、二〇〇二年。後に『古文字考釋叢考』、嶽麓書社、二〇〇五年に收録)は、ともに包山簡の「饋」と釋讀される字などの類似から、「饋」字を「饋」としている。(左圖参照。圖は滕壬生編『楚系簡帛文字編(增訂本)』(湖北教育出版社、二〇〇八年)、七四八頁掲載の包山簡第五二簡の文字。)



字形から確かにこの字は「饋」と見るべきである。本銘のこの字の「止」の部分は「厝」の譌變のようである。

ただし趙平安は「饋」字を更に「饋」と讀み、この句を「王が續けて東に向かった」の意であるとし、劉釗は「督」と讀み、この句を「王が部隊を率いて」、あるいは「督促して東に向かう」の意であるとす。㉛牛清波等は更に趙平安・劉釗の考釋を基礎として「饋」字は音通によって「速」と讀み、「すみやかに」の意とする。包山簡や葛陵簡の卜筮祭禱簡には、この字と聲部を同じくする「𠄎」に従い「賣」聲の字が見えるが、これは「饋」と讀むのが一般的なようである。これを踏まえると、本銘の場合も趙平安の「饋」説に従う方がよいのかもしれない。金文では他に厚趙方鼎(集成2330 西周早期)の「厚趙又(有)饋于祭公」の用例があり、趙平安は「見ゆ」と訓じ、劉釗は「饋」と釋して「饋贈」の意としている。

この段は、二月既望癸卯の日に王が成周に入り、そして(おそらくその翌年以後の)二月既死霸王寅の日に王が軍隊を率いて東方へと向かったことを記す。

三月方死霸、王至于蕞、分行。

「方死霸」については、⑨李學勤は金文では初見であり、『漢書』律曆志に引く『世經』に引用される周書武成篇に見える「旁死霸」と同じとする。そして王國維「生霸死霸考」(『觀堂集林』卷一)の旁死霸を二十五日とする説を引く。⑩李學勤は「三月方死霸」は干支を示さず、その定點性を説明すると指摘する。⑪馮時は「方死霸」は月の初二日とする。⑫黃盛璋は傳世文獻のみに見える月相も含めて、哉生霸・哉死霸、方生霸・方死霸、既生霸・既死霸をそれぞれ上弦の月・下弦の月の満ち欠けの開始・進行中、終了を指すとし、本銘の「方死霸」も定點月相と見る。確かに用例の少なさからも、初吉など他の月相とは異なる理解が必要なのかもしれない。⑬白川靜は「逸周書にみえる四週名が西周金文の週名と異なるものがあり、そのような週名が西周晚期に生じている事情を知ることができる。」とし、「方死霸」のような變則的な名稱の月相が西周晚期になって生じたと見ているようである。

「蕞」字は地名。⑭李學勤はこの字を弓聲に従い齒字であるとし、『春秋』桓公十一年に見える闕の地で、今の山東汶上の西とする。そして本銘の一連の軍事行動は古の大野澤の北、梁山一帯で行われたとする。⑮裘錫圭も「蕞」字を弓聲の字としつつも、「蕞」は師虜鼎(集成2830 西周中期)の「範圍」と釋讀される文字と同じく「範」字であり、今の山東範縣の東南、鄆城の西北を指すとする。そして周王はこの地で「分行」し、北路では夙(宿)夷を伐ち、南路では鬪(鄆)城

を伐ったとする。⑯李仲操は「蕞」字を「演」と讀み、兗州の「兗」の本字とする。この種の金文の地名考證は後代の地名に合わせて字釋を定めるもので、恣意性は免れない。本稿では地名に關しては諸説を紹介するのみにとどめ、諸説の優劣の判定や新たな比定を行わず、字のままに釋しておくことにする。

「分行」については、⑰葉正渤は、周王と晉侯蘇が兵を分かつて宿夷を征伐したとする。⑱裘錫圭のような解釋よりもこちらの方が良いであろう。

この段は三月方死霸の日に王が蕞の地に至り、軍を周王と晉侯蘇と二分し、二方向から夙夷を攻撃しようとしたことを記す。

王窺(親)令(命)晉侯蘇(蘇)、「逵(率)乃自(師)左泚、北泚、伐夙(夙)尸(夷)」。晉侯蘇(蘇)折首百又廿、執鬪(訊)廿又三夫。

「晉侯蘇(蘇)」は前述の議論を踏まえ、『史記』晉世家等の晉の獻侯であると見ておく。

「左泚、北泚」について、「泚」は通常「造」あるいは「復」と釋讀される字である。⑲馬承源は「泚」字を舟が傾覆するさまを象り、「覆」字の初形とする。そしてこの字の下の「夔」と「泚」をそれぞれ地名と見て、兩地を覆滅するの意であるとする。⑳黃錫全は「泚」字については㉑馬承源説を採り、「夔」字は「夔」の異體字で、今の山東鄆城縣東北の「顧」であるとする。㉒李學勤・㉓李學勤は「泚」字を

「周」とするが、詳しい解釋を記さない。⑭李仲操はこの部分を「左泚(津) 夔(蒙) 北、泚(津) □伐夙夷」と釋讀し、左方から蒙山北面の諸水を渡り、再び□水を渡って夙夷を伐つの意とするが、「津」「蒙」兩字の釋讀の根據が薄弱である。⑮何琳儀は、「左」字は『詩經』唐風・有林之杜「生于道左」【道左に生ず】の鄭箋「道左、道東也」【道左は、道東なり】を引き、古人は北から南を向いて左を東、右を西としたのであるとする。「泚」字は「汎」字であり、川を渡るの意とする。「夔」字は「獲」「尚」の合文で「瓠上」を指し、先秦の濮水の下流、漢代の瓠子河のほりであるとする。「北泚□」の缺字はおそらく「汶」「汶上」ではないかとするが、これは單なる推測にすぎない。近出は「左復、觀、北復、□」とし、「復」の下の字をそれぞれ動詞と解しているようである。⑯陳秉新は、「泚」字を「般」と釋して旋回の意とし、「夔」字は「夔」の古字で通假によって「強取」の意の略と解し、引申して「輕行抄略」の意とする。「北泚」の下の缺字は「夔」の殘文と見る。そして「左泚(般) 夔(略)、北(般) 夔(略)」を、輕兵によって左方すなわち西方と北方より迂回して夙夷(宿) 夷を急襲包圍するの意とする。これは通假や引申を重ねた無理のある解釋であるが、缺字部分を「夔」字と見るのは卓見である。⑰黃錫全の模本は、この字の下部に「又」らしき部分があり、⑱模釋總集はこの字を缺釋とす。⑳牛清波等も缺字部分を「夔」字と見ることにについては贊成したうえでこの字を地名とし、左方と北方の兩方向から夔地に進んで挾撃したと解する。㉑白川靜は「左泚夔」を「泚夔を左し」と訓じ、「泚」字も「夔」字とともに地名あるいは水名と見ているようである。㉒葉

正渤は、「左」字は東行の軍に對して、北邊に位置する軍を指すとする。朱繼平「宿國地望及相關問題探析」(『中國歷史地理論叢』二〇一二年第三期)は、「夔」字は獲水を指し、今の河南商丘の東北より徐州の北を流れる東西向きの河川であるとす。

以上の諸家の考釋をふまえ、「左泚夔」の「左」字については⑮何琳儀の主張通りに東を指すと見ておく。「北泚□」の缺字部分が⑯陳秉新の指摘通り「夔」字であるとし、これを川の名と見るとすれば、「泚」字については⑮何琳儀のように川を渡るの意とし、「左泚夔、北泚」「夔」の二句は⑳牛清波等のように、東北兩側から夔を渡ると解するほかにいであらう。

征伐の對象となる「夙(夙) 尸(夷)」については、⑳馬承源は『左傳』僖公二十一年などに風姓の國として見える宿とし、その地望は今の山東東平縣境とする。⑭李仲操は夙沙の夷とし、㉑葉正渤は「宿夷」と讀んだうえで魯西一帯に居住する東夷のひとつとし、朱繼平「宿國地望及相關問題探析」は、『左傳』の宿國と關連つけたうえでその故地は今の安徽宿州市付近とする。「折首百又廿、執嚙(訊) 廿又三夫」は夙夷征伐の戰果である。

この段では王が自ら晉侯蘇にその軍を率いて東方と北方より夔水を渡って夙夷を伐つように命じ、晉侯蘇が敵の首一二〇、捕虜二三の戰果を擧げたことを言う。

王至于匭馘（城）、王親（親）遠省自（師）、王至晉侯鮒（蘇）自（師）、王降自車、立南卿（嚮）、親（親）令（命）晉侯鮒（蘇）自西北遇（隅）臯（敦）伐匭馘（城）。晉侯逵（率）畢（厥）亞旅・小子・或人、先斂（陷）入、折首百、執嚙（訊）十又一夫。

この段は、王が匭城に至り、自ら遠方より赴いて諸軍の視察を行い、晉侯蘇の軍に至ると、車より降り、南向きに立ち、自ら晉侯蘇に西北隅より匭城を伐つよう命じ、晉侯蘇がその「亞旅・小子・或人」を率いて匭城を陥落させて入城し、敵首一〇〇・捕虜一一の戦果を挙げたことを言う。

「匭城」は、②馬承源は「鄆城」とし、地望は今の山東鄆城の東とする。近出は「勳城」とする。「西北遇」は、②松井嘉徳・②葉正渤は「西北隅」とする。「臯（敦）伐」は鉄鐘（集成 260 西周晚期）・禹鼎（集成 2833～2834 西周晚期）にも見え、②葉正渤は大規模に攻撃するの意とする。

「亞旅・小子・或人」については⑤木村秀海が晉師の構成員であるとするが、それぞれ何者を指すかが問題となる。「小子」は、同氏の「西周金文に見える小子について―西周の支配機構の一面」（『史林』第 六四卷第六號、一九八一年）に、金文に見える小子とは分家する子弟及び分家した小宗を指すとしており、ここでは従軍した晉侯蘇の一族・子弟ということになる。

「或人」については班簋にも見え、更に類例として叔夷鐘／罇の「迺

（造）或徒」などがある。

班簋（集成 612 西周早期）

……王令（命）毛公、旨（以）邦冢君・土（徒）駿（馭）・或人伐東國瘠戎。……

【……王、毛公に命じて、邦冢君・徒馭・或人を以て東國瘠戎を伐たしむ。……】

叔夷鐘／罇（集成 272～284 / 285 春秋晚期）

……余命女（汝）嗣（司）辟釐（萊）迺（造）或徒四千、爲女（汝）敬（嫡）寮。……

【……余、汝に命じて辟が釐（萊）の造或徒四千を司らしむ、汝の嫡寮と爲せ。……】

特に班簋では本銘と同じく兵員として現れている。⑨李學勤は「秩人」と釋し、別稿の「班簋續考」（『古文字研究』第一三輯、一九八六年）では「雜役に服する人」「あるいは糧草を運輸する人」とする。⑩陳雙新・⑪陳雙新・⑫葉正渤は「或」を地名と見て「或地の人」とする。吳鎮烽は「戡人」と釋し、やはり地名と見ているようである。張崇禮「釋金文中的“或”字」（『復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站』二〇一二年五月四日）は、「或」字に関する用例とこれまでの研究をまとめうえで、この字を呈聲、すなわち壬聲に従い、「徵」と讀み、「或人」は「徵人」、徵兵のことであるとすると、意味の通りはよいが、字釋になお疑問が残る。本稿では取り敢えず待考としておく。

「亞旅」は金文では他に臣諫簋に用例が見える。この銘は赤字が多く意味が取りにくい、本銘と同じく兵員として扱われているようである。

臣諫簋（集成4237 西周中期）

隹戎大出于軹、井（邢）侯扈（搏）戎。延（誕）令（命）臣諫□

□亞旅處于軹。□王□□、……

【隹れ戎、大いに軹に出で、邢侯、戎を搏す。誕に臣諫に命じて亞旅を□□して軹に處せしむ。□王□□、……】

傳世文獻では『尚書』牧誓及びそれをリライトした『史記』周本紀に「友邦冢君・御事・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏・千夫長・百夫長」などがあり、『尚書』立政「司徒・司馬・司空・亞旅・夷・微・盧烝・三毫・阪尹」、『左傳』成公二年「司馬・司空・輿帥・候正・亞旅」もそれぞれ諸官と並列して「亞旅」が見えている。牧誓の僞孔傳では「亞、次、旅、衆也、衆大夫」【亞は、次、旅は、衆なり、衆大夫】とし、本銘の注釋でもこれを承けてか、⑩李學勤は「亞旅は衆大夫である。」としている。傳世文獻の用例の中で次の『左傳』文公十五年はやや性質が異なっている。

『左傳』文公十五年

三月、宋華耦來盟。其官皆從之。……公與之宴、辭曰、「君之先臣督、得罪於宋殤公、名在諸侯之策。臣承其祀、其敢辱君、請承

命於亞旅。」

【三月、宋の華耦、來たりて盟す。其の官皆な之に従ふ。……公、之と宴せんとするに、辭して曰はく、「君の先臣督、罪を宋の殤公に得、名は諸侯の策に在り。臣、其の祀を承くるに、其れ敢へて君を辱めんや、請ふらくは命を亞旅に承けん」と。】

宋の華耦が魯に到來し、魯の文公が彼を宴席に招こうとしたところ、宋の殤公を殺害したその祖先の華督の悪名が魯の文公を辱めることになるのを恐れて宴席を辭退し、「亞旅」の宴を受けたいと述べたという内容である。杜預は「亞旅、上大夫也」【亞旅は、上大夫なり】と注しているが、内容から見ると上大夫に限らず廣く群臣を指しているようである。『左氏會箋』もこの部分の「亞旅」を「諸大夫」とする。『左傳』文公十五年に即すれば僞孔傳や⑩李學勤の「衆大夫」とする説は妥當であるということになる。本銘の「亞旅」も晉侯の一族子弟の「小子」や、おそらく末端の兵員を指す「或人」に對し、廣く晉侯の一族子弟以外の大夫に相當する臣下を指しているであろう。臣諫簋の「亞旅」も同じく邢侯の臣下を指していると思われる。

王至淖 = 列 = (淖列、淖列) 尸 (夷) 出奔。王命 (命) 晉侯魼 (蘇) 逵 (率) 大室小臣・車僕、從逋逐之。晉侯折首百又二十、執嚙 (訊) 廿夫、大室小臣・車僕折首百又五十、執嚙 (訊) 六十夫。

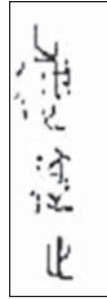
「淖＝列＝」は本銘が初見。②馬承源は夷人が奔逃するさまを形容しているとし、その意は『廣雅』釋詁の「淖淖、衆也」「烈烈、憂也」を引き、恐懼憂傷のさまが甚だしいことを指すとす。近出・②松井嘉徳・②⑥白川靜・②⑨葉正渤・③⑩牛清波等もそのように讀んでいる。一方、⑨李學勤・新收は「王至淖列、淖列夷出奔」と區切って地名・族名のように讀み、③黃錫全は「淖」「列」をそれぞれ地名とし、「淖」は高魚の地で今の山東鄆城縣西北、「列」は犁（黎）地で今の山東鄆城縣西四十五里とする。⑮何琳儀・⑯陳秉新も地名説に同意し、⑮何琳儀は「淖」は焦（譙）地で今の安徽毫縣、「列」は厲地で今の河南鹿邑東とし、⑯陳秉新は今の山東泗水県東南の蔑あるいは姑蔑の地とする。このような解釋はいささか唐突な印象を受け、⑩牛清波等は金文等の用例から「至」の後に地名を受ける場合は必ず「至」の後に「于」が接續されると、⑨李學勤の見解に反對するが、「王至」とあり、その後折首・執訊の戦果が記されていることからすると、文脈上前文の「鬲臧（城）」のように何らかの征伐の對象が提示されてしかるべきである。本稿では⑨李學勤などのように地名・族名と解しておくことにする。

「大室小臣・車僕」については、②馬承源は「大室小臣」で官名と見て、『周禮』において小臣は王の大命大事を掌る大僕の補佐官とされておられ、おそらくその職務の場所の大部分が王の所在する大室であることから、本銘において「大室小臣」と稱されており、また『周禮』において大僕が王の軍旅に參與するとされていることから、その補佐官である小臣も本銘において王の出征に従っているのであるとす。

「車僕」も『周禮』において「戎路之萃」など、すなわち王の車隊を掌るとされる車僕の官と同一視する。②馬承源は「大室小臣・車僕」はともに王室の車隊・兵員であり、晉侯蘇の部隊は直接王の指揮を受けていたとする。⑤木村秀海も同様にこれらが王師の大部分であるとす。ただし「大室・小臣・車僕」と三つに區切り、「大室」は大室すなわち大采地・大采邑を有する上・中大夫層を指し、「小臣」は下級貴族を含む小官を指し、「車僕」はそれより下層の、「夷僕」「衆僕」のような戰士（戰車兵）であるとす。一方、⑩李學勤は「大室小臣・車僕」を厲王三十三年時の在世の晉侯である靖侯の屬臣・車僕を指し、「大室」は蘇の祖父靖侯に對して言っているとす。この段で「晉侯」と「大室小臣・車僕」の戦果が別に記載されていることから考えると、「大室小臣・車僕」は晉ではなく王の兵員と見る方が妥當である。「大室小臣」の語の區切りについては、金文で他に「大室」を單獨で職官や貴族の階層を示す呼稱として使用している例がなく、⑤木村秀海の續稿「甲骨文・金文の小臣について―具體例檢討」（『人文論究』第五五卷第二號、關西學院大學人文學會、二〇〇五年）で取り上げられている「馬小臣」「内小臣」など、「某小臣」の一種と見た方が良いように思われる。

「逋逐之」は、②馬承源は『說文解字』の「逋、亡也」などを引き、逃亡する夷人を追って捕らえることとする。ところが新收・⑯陳秉新・⑳雙雙新・㉑白川靜・㉒胡長春・㉓葉正渤は「逋」字の部分を「述」あるいは「述（遂）」とする。「逋」字は金文では初見。「逋」と「述」の傍の部分は字形が類似しているが、「述」の場合は傍の上部に兩點

がある。本銘の拓本を参照すると兩點があるようにも見えるが、③黄錫全の模本では兩點がなく、「逋」字の字形の方が近い。⑥模釋總集の模本では「之」の上の二字を缺釋としている。本稿では③黄錫全の模本を根據とし、「逋」字と見ておく。(左圖参照。上段は③黄錫全の模本の「逋逐之」の部分、中段は『金文編』二二〇頁の「甫」字、下段は同一〇二頁「逐」字。)



この段は王が淖列の地に至ると、この地の夷が出奔し、王が晉侯蘇に命じてその配下や車兵を率いて追撃させ、その結果晉侯は敵首一一・捕虜二〇、王の部隊は敵首一五〇・捕虜六〇の戦果を挙げたことを言う。

王佳反、歸在成周。公族整自(師)宮。

「王佳反」の「反」字は通常「返」の意に讀まれるが、そうすると下の「歸」字と意味が重なる。本銘のような征伐に關わる金文の「反」字について、李守奎「據清華簡《繫年》“克反邑商”釋讀小臣單解中的“反”與包山簡中的“飯”」(武漢大學簡帛研究中心編『簡帛』第九輯、上海古籍出版社、二〇一四年)は、清華簡『繫年』第一章の武王克商のことを記した「以克反商邑、專(敷)政天下」【以て克ちて商邑を反し、政を天下に敷く】を手掛かりとし、從來「叛」「返」と釋讀さ

れていた小臣單解(集成6512 西周早期)の「王後反(反)克商、才(在)成自(師)」、旅鼎(集成2728 西周早期)の「佳(唯)公大保來伐反夷年」などの「反」字は、『説文解字』の「反、覆也」【反は、覆なり】によって「覆」の意であり、「反(反)」字は手で崖を毀つ形であり、「毀壞」がその本義であるとするとする。本銘の「反」字も敵軍を覆すの意で讀んだ方がよいであろう。

「王佳反」の句については、通常句頭に置かれる「佳」字がここでは句中に置かれているが、武振玉『兩周金文虚詞研究』(綫裝書局、二〇一〇年)、二八二～二八三頁は、このような例について、「唯+動詞」の形式には時間を表示するというニュアンスがあるが、「唯」自體は語氣詞として強調の作用を起すとする。

「歸在成周。公族整自(師)宮」については、②馬承源は「歸在成周。公族整自(師)、宮」と區別、「公族整自(師)」は公族の官が師旅を整頓したの意とする。「宮」は、『禮記』祭法に「王宮、祭日」「王宮は、日を祭る」とあり、鄭玄注に「王宮、日壇。王、君也。日稱君。宮・壇、營域也」【王宮は、日壇。王は、君なり。日は君を稱ふ。宮・壇は、營域なり。】とあるのを引き、王が戦勝の後に壇を築いて祭日の禮を行うことを指すとする。近出・吳鎮烽・胡長春も②馬承源の句點を踏襲するが、金文の「宮」字に他にこのような用例がないことが難點となる。⑨李學勤はこの段を「王佳反歸、在成周公族整自(師)宮」と區別、「公族整自(師)宮」を成周所在の宮名と見る。⑩彭裕商・⑪陳雙新・⑫松井嘉徳・⑬葉正渤もこの説を踏襲し、特に⑬葉正渤は「公族整師宮」は宗族が所有する整師宮を言うとする。あるいは

は公族官の名を「整自(師)」という者の宮ということなのかもしれないが、いずれにせよ宮名と見た場合、名稱として不自然な印象を受ける。㉔白川静は「公族、師を宮に整ふ」と訓じる。この部分は「公族整自(師)」で第九鐘の銘文が終わり、次の第一〇鐘が「宮」字から始まっているので、あるいはこの間に文句の脱落があるのかもしれない。拙稿「西周期の祭祀儀禮中における獻捷儀禮の展開」(『中國古代史論叢』、立命館東洋史學會叢書、二〇〇四年。後に『西周期における祭祀儀禮の研究』、朋友書店、二〇一四年に収録)では、この觀點から取り敢えず「公族、自(師)を整ふ。宮にあり」と訓じておいた。しかしこれも鐘の區切り以外明確な根拠があるわけではない。本稿では改めてより不自然さが少ないと思われる㉔白川静の解釋を採っておくことにする。

「公族」については、㉒馬承源は『史記』晉世家の「成公元年、賜趙氏爲公族」【成公元年、趙氏に賜ひて公族と爲す】と、その集解に引く服虔の解釋「公族、大夫也」【公族は、大夫なり。】を引いて「公」と同姓の官員とする。「公族」は他に毛公鼎(集成2821 西周晚期)・番生簋蓋(集成4326 西周晚期)などに見え、木村秀海「西周官制の基本構造」(『史學雜誌』第九四卷第一號、一九八五年)では、「公族」は公族(王族)によって構成されている王家の家政を掌管する官であり、西周期に「公族寮」という官廳が存在したとする。ただ、そうだとするとなぜ「王族」ではなく「公族」なのかという疑問は残るが、この問題については待考としておきたい。

この段は王が成周に歸還し、公族の官が宮廟で師旅を整えたことを

言う。

六月初吉戊寅、旦、王各(格)大室、即立(位)。王乎(呼)善(膳)夫曰、「召晉侯蘇(蘇)入門、立中廷。」王親(親)易(賜)駒四匹。蘇(蘇)擗(拜)頤(稽)首、受駒曰(以)出、反(返)入(納)、擗(拜)頤(稽)首。

この段は六月初吉戊寅の日に、王が宮廟の大室において自ら晉侯蘇に對する賞賜の儀禮を施行し、褒賞として子馬四頭を與え、晉侯蘇が返謝の拜禮を行ったことを記す。

「戊寅」の干支番號は15である。㉑李學勤は、本銘が厲王三十三年(前八四六年)の事件の記録であるという前提から、張培瑜の『中國先秦史曆表』ではこの年の六月は己卯(16)が朔となっているが、これは一日ずれており、戊寅が朔であるとする。㉒陳久金はその點を不審とし、本銘が厲王ではなく宣王三十三年の事件の記録であり、更に前引のように宣王三十三年が前七九五年ではなく前七九四年に當たるという結論を導き出す。

「善(膳)夫曰」の「曰」字について、㉑、㉒李學勤は「習」字とし、膳夫の人名とする。㉓李仲操・㉔陳雙新・㉕牛清波等もそれを踏襲する。㉖牛清波等は特に「口」の上の曲筆の部分に小さな横棒が見え、この字は上部の「爪」と下部の「曰」とがともに一筆少ないだけであるとされているが、曲筆の部分の横棒は傷と判別がつきにくく、㉗黃錫全と㉘模釋總集の模本もこれを拾っていない。上部の「爪」と下部の

「曰」の部分の筆畫が少ないというのも強引にすぎよう。本稿ではこの字を「曰」と見ておくことにする。

賞賜を受けた後の晉侯蘇による返謝の儀節である「穌(蘇)捧(拜)頤(稽)首、受駒(以)出、反(返)入(納)」について、^{⑱・㉔}彭裕商はともに宣王期の器とする頤鼎／簋／壺(集成2827～2829／4332～4339／9731～9732 西周晚期)の「頤捧(拜)頤(稽)首、受令(命)冊、佩(以)出、反(返)入(納)莖(瑾)章(璋)」【頤、拜稽首し、命冊を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返納す。】及び膳夫山鼎(集成2825 西周晚期)の「山捧(拜)頤(稽)首、受冊佩(以)佶(出)、反(返)入(納)莖(瑾)章(璋)」【山、拜稽首し、冊を受けて佩びて以て出で、瑾璋を返納す。】との類似を指摘する。また^{⑲・㉓}彭裕商以後に發見の銘文では、四十二年迷鼎(新收745 西周晚期)に「迷捧(拜)頤(稽)首、受冊(釐)莖(以)出」【迷、拜稽首し、冊釐を受けて、以て出で。】、四十三年迷鼎(新收747～756 西周晚期)に「迷捧(拜)頤(稽)首、受冊(以)出、反(返)入(納)莖(瑾)圭」【迷、拜稽首し、冊を受けて以て出で、瑾圭を返納す。】とあり、これらも宣王期の銘とされる。このうち膳夫山鼎については^⑲夏商周斷代工程专家组や^⑳吉本道雅は厲王三十七年の銘とするが、いずれにせよ本銘に見えるような返謝の儀節は厲王・宣王期特有の儀節ということになる。ただ、本銘の場合は「反(返)入(納)」とだけあって返納したものを記さず、その「反(返)入(納)」の後に再度「捧(拜)頤(稽)首」を行ったとある點が不審である。やはり文句の脱落を疑った方がよいのかもしれない。

この賞賜について、^㉑陳雙新は巡守に隨行したことによるものとし、^㉒木村秀海は「下賜品の輕さを見るときとりあえずの勞いと思われる。」とする。^㉓陳雙新の見解は次の克鐘／克罇を踏まえたものである。

克鐘／克罇(集成204～208／209 西周晚期)

……王才(在)周康刺(厲)宮、王乎(呼)士召召克、王親令(命)克、適涇東至于京自(師)。易(賜)克佃車馬乘。……

……王、周の康厲宮に在り、王、士召を呼びて克を召さしめ、王親ら克に命じ、涇東を適して京師に至らしむ。克に佃車馬乘を賜ふ。……】

この銘では克が王より「適」すなわち巡守を命じられ、その褒賞として車馬を與えられている。本銘のように王が「駒」を賜っている例としては、以下の四銘がある。

盞駒尊(器體)(集成6011 西周中期)

佳王十又二月、辰才(在)甲申、王初執駒于辰。王乎(呼)師康召盞。王親旨(詣)盞駒、易(賜)兩。……

【佳れ王の十又二月、辰は甲申に在り、王、初めて駒を辰に執る。王、師康を呼びて盞を召さしむ。王、親ら盞に駒を詣し、兩を賜ふ。……】

達盥(新收692～694 西周中期)

……王才(在)周、執駒于涇。王乎(呼)嵩趕召達、王易(賜)

達駒。……

【……王、周に在り、駒を漏卮に執る。王、嵩趨を呼びて達を召さしめ、王、達に駒を賜ふ。……】

作册吳盃（吳鎮烽 1797 西周中期前段）

佳卅年四月既生霸壬午、王才（在）颯、執駒于颯南林、衣（卒）執駒。王乎（呼）嵩偁召乍（作）册吳、立唐門。王曰、「易（賜）駒。」吳拜稽首、受駒曰（以）出。……

【佳れ卅年四月既生霸壬午、王、颯に在り、駒を颯の南林に執る、執駒を卒ふ。王、嵩偁を呼びて作册吳を召し、唐門に立たしむ。王曰はく、「駒を賜ふ」と。吳、拜し稽首し、駒を受けて以て出づ。……】

癩鼎（集成 2722 西周中期）

……王才（在）豊、王乎（呼）號弔（叔）召癩、易（賜）駒兩。……

【……王、豊に在り、王、號叔を呼びて癩を召さしめ、駒兩を賜ふ。……】

このうち盞駒尊・達盥・作册吳盃は執駒の禮の後にその駒を賜っている事例であるが、癩鼎の方は駒を賜る事由がわからない。同じく執駒の禮によるものか、あるいは克鐘／克罇のように巡守などその他の事由による「とりあえずの勞い」なのかもしれない。これらの銘はともに作器者が王のもとに誘導される際の形式が、本銘と同じく「〔王〕呼〔介添え〕召〔作器者〕」となっている點が注目される。特に執駒

の禮の用例が目立つことをふまえると、本銘のこの部分は前文の遠征とは無関係な執駒の禮の際の賞賜の記述であるかもしれない。

丁亥、旦、王颯（御）于邑伐宮。庚寅、旦、王各（格）大室。嗣（司）工（空）凱（揚）父入右晉侯蘇（蘇）、王親（親）儕（齋）晉侯蘇（蘇）暨（桓）鬯一亩・弓矢百・馬四匹。

「王颯（御）于邑伐宮」の「颯」字は本銘が初見。②馬承源は「御」字に読み、『詩經』大雅・文王之什・思齊「以御于家邦」【以て家邦に御す】の鄭箋に「御、治也」【御は、治なり】とあるのを引き、「治事」の意味とする。⑤李仲操は、「颯」字は『説文』の「鄴」字であり、音は示、「施」と読み、爵賞を施すの意とする。⑥葉正渤は、「颯」字は「禦」と読み、「祭」の意とする。いずれとも定めがたいが、取り敢えず②馬承源の解釋を採っておく。「邑伐宮」については、⑨葉正渤は、「邑」は成周洛邑を指し、「伐宮」は洛邑に位置する宮名とする。⑦高澤浩一は、前文の「王佳反（返）、歸在成周」以後、王が他の土地に移動したという記述が見えないことから、この「邑伐宮」も成周に在るとする。確かにその通りであり、「邑伐宮」の「邑」とは金文における成周の別稱「新邑」の略ということになろう。ただし前述のように、前文の「反（返）入（納）」と「捧（拜）頤（稽）首」との間に文句の脱落を疑うとすれば、「邑」が宗周・周原など他の土地を指す可能性も生じることとなる。

「庚寅」以下が二度目の賞賜となり、⑩陳雙新は戦功によるものとし、

⑤木村秀海は「本格的な凱旋儀禮」と位置づける。⑥吉本道雅は、前文の「六月初吉戊寅（15）」に對し、丁亥（24）・庚寅（27）は同月であったとしても初吉には屬し得ず、「丁亥」の前に月名・月相が缺けているとし、この部分からは別の資料からの筆寫であると見なしている。しかし前述の⑦馮時の指摘のように金文では同月内の干支であれば月名は省略されるのであり、少なくともこの部分では月名・月相の缺如を根據に別の資料からの筆寫を疑わねばならない必然性はない。

となれば、「大室」は當然「伐宮」の大室ということになる。晉侯蘇を介添えする「嗣（司）工（空）凱（揚）父」については、⑧馮時は饌匱（集成10285 西周晚期）及び『國語』周語上に見える伯揚父であるとする。その誘導の形式は六月初吉戊寅の時とは異なり、「介添え」入右「作器者」となっており、これは册命儀禮で採られるのと同様の形式である。ただ、賞賜品は王自らが賜っている。⑨馬承源は、「齊」字は「齋」と読み、送るの意とする。

賞賜品について、⑩陳雙新は毛公鼎（集成2841 西周晚期）・牧簋（集成4343 西周中期）などの事例を参照し、「鬯（秬）鬯一卣」「馬四匹」の賞賜は王の重臣に對するもので、規格の高さが見てとれるとする。そして伯農鼎（集成2816 西周中晚期）・小孟鼎（集成2839 西周早期）・宜侯矢簋（集成4320 西周早期）・號季子白盤（集成10173 西周晚期）などの事例を参照し、弓矢の賞賜は戦争に關わるものであるとし、傳世文獻では晉文侯が平王を擁立したことによる『尚書』文侯之命の賞賜との類似を指摘する。文侯之命では「用賚爾鉶鬯一卣・彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百・馬四匹。」【用て爾に鉶鬯一卣・彤弓

一・彤矢百・盧弓一・盧矢百・馬四匹を賚す。】とある。ただ、このうち伯農鼎・宜侯矢簋は諸侯の封建の際の賜與であり、文侯之命も晉侯に對する賞賜であることからすると、本銘の場合も戦功に對應したものであるより、晉侯蘇の諸侯としての身分に對應したものと見た方がよいのかもしれない。

この段は丁亥の日に王が邑の伐宮に臨御し、庚寅の日に伐宮の大室で司空揚父を介添え役として晉侯蘇を招き、王自ら鉶鬯すなわち黒黍と鬱金で作った酒一卣・弓矢百揃い・馬四頭を與えたことを言う。

觶（蘇）敢凱（揚）天子不（丕）顯魯休、用乍（作）元觶（和）凱（揚）鐘、用邵（昭）各（格）尃 = 文 = 人 = （前文人。前文人）其嚴才（在）上、虞 = （翼）才（在）下、斂 = （斂斂）鼻 = （鼻鼻）、降余多福。觶（蘇）其邁（萬）年無彊（疆）。子 = （子子）孫 = （孫孫）、永寶茲鐘。

この段は晉侯蘇が天子の恩寵に感謝して本器を作ったこと、本器によって「前文人」すなわち祖先を顯彰し、天上あるいは下界から祖先が自分に多福と長命をもたらすよう期待すること、そして子々孫々永久に本器を寶とするよう命じたことを言う。

「元觶凱（揚）鐘」については、⑪陳秉新は「元觶」を「美好調和」すなわち美しく調和のとれたの意とする。そして「凱（揚）鐘」は楚公冢鐘（集成2816 西周中晚期）の「錫鐘」と同じとし、于省吾の解釋を引いて良銅の意とする。⑫葉正渤は「元觶凱（揚）鐘」を鐘の名

とするが、やはり單に鐘を形容する語と見なした方がよいであろう。

銘文には「用乍（作）元蘇（和）凱（揚）鐘」とあるが、器制の部で言及したように、本銘は既成の器に後から刻まれたものであると見られるので、このように記されているのはおかしい。

「用邵（昭）各（格）前文人」以下はいわゆる暇辭に當たり、連ねられている語彙はいずれも金文中の常用語句である。「鼗鼓巢巢」の語釋については本誌第二號の「金文通解」馬越靖史氏担当の「逕盤」を参照。「廣く滿ちわたる」の意である。

訓讀

佳れ王の卅又三年、王、親ら東國・南國を適省す。正月既生霸戊午、王、歩するに宗周自りす。二月既望癸卯、王、入りて成周に格る。二月既死霸壬寅、王、續ぎて東に往く。三月方死霸、王、葬に至り、分行す。王、親ら晉侯蘇に命ずらく、「乃の師を率めて左して夔を洩り、北して「夔」を洩り、夙夷を伐て」と。晉侯蘇、折首百又廿、執訊廿又三夫あり。王、劔城に至る、王、親ら師を遠省す、王、晉侯蘇の師に至り、王、車自り降り、立ちて南嚮し、親ら晉侯蘇に命じて西北隅自り劔城を敦伐せしむ。晉侯、厥の亞旅・小子・或人を率めて、先んじて陥入す、折首百、執訊十又一夫あり。王、淖列に至り、淖列夷、出奔す。王、晉侯蘇に命じて大室小臣・車僕を率ゐ、從ひて之を逋逐せしむ。晉侯、折首百又一十、執訊廿夫あり、大室小臣・車僕、折首百又五十、執訊六十夫あり。

王、佳れ反し、歸りて成周に在り。公族、師を宮に整ふ。

六月初吉戊寅、旦、王、大室に格り、位に即く。王、膳夫を呼びて曰はく、「晉侯蘇を召して門に入り、中廷に立たしめよ」と。王、親ら駒四匹を賜ふ。蘇、拜稽首し、駒を受けて以て出で、返納し、拜稽首す。

丁亥、旦に、王、邑の伐宮に御す。庚寅、旦に、王、大室に格る。司空揚父、入りて晉侯蘇を右け、王、親ら晉侯蘇に拒鬻一亩・弓矢百・馬四匹を齎す。

蘇、敢へて天子の不顯なる魯休に揚へ、用て元和なる揚鐘を作り、用て前文人を昭格せん。前文人、其れ嚴として上に在り、翼翼として下に在り、鼗鼓巢巢として、余に多福を降さん。蘇、其れ萬年無疆ならんことを。子子孫孫、永く茲の鐘を寶とせよ。

現代語譯

王の三十三年、王は自ら東方・南方の地域を巡視した。一月既生霸戊午（干支番號55）の日に、王は宗周より進行した。二月既望癸卯（40）の日に、王は成周に到着して入城した。（その翌年以後の）二月既死霸壬寅（39）の日に、王は續けて東に赴いた。三月方死霸の日に、王は葬に至り、進路を分けた。王は自ら晉侯蘇に「乃の軍を率いて東方より夔水を渡り、北方より「夔」水を下り、夙夷を伐て」と命じた。晉侯蘇は敵の首一二〇・捕虜二三の戦果を擧げた。王は遠方の劔城附近に至り、自ら軍の視察を行った。王は晉侯蘇の軍に至ると、車より降り、南向きに立ち、自ら晉侯蘇に西北隅より劔城を伐つよう命じた。晉侯蘇はその臣下・一族子弟・兵員を率いて先陣し、劔城を陥落させ

て入城し、敵の首一〇〇・捕虜一一の戦果を挙げた。王が淖列に至ると、淖列夷が出奔した。王は晉侯蘇に命じて王臣・車兵を率い、これを追撃させた。晉侯は敵の首一一・捕虜二〇、王臣・車兵は敵の首一五〇・捕虜六〇の戦果を挙げた。

王は敵軍を覆滅させ、成周に歸還した。公族が宮廟で軍を整えた。

六月初吉戊寅（15）の日、早朝に王は大室に至り、座に即いた。王が膳夫を呼んで言うには、「晉侯蘇を召し出して門内に入らせ、中廷に立たせよ」と。王は自ら子馬四頭を賜わった。蘇は拜禮し、額ずいて、子馬を受けて退出し、（玉器を？）返納し、（再度）拜禮して額ずいた。

丁亥（24）の日、早朝に王は邑の伐宮に臨御した。庚寅（27）の日、早朝に王は大室に至った。司空揚父が入室して晉侯蘇を介添えし、王自ら晉侯蘇に黒黍と鬱金で作った酒一卣・弓矢百揃い・馬四頭を贈った。

私蘇は敢えて天子の大きいにして明らかな恩寵に應え、よって美しく調和のとれた良銅による鐘を作り、これによって文徳ある祖先を顯彰することにしたい。祖先は時に嚴かに天上にいまし、時に愼んで下界にいまし、神氣が廣く滿ちわたり、私に多くの幸いをもたらしてくれるであろう。そして私蘇の命が永久に續きますよう。子々孫々、永くこの鐘を寶とせよ。

參考

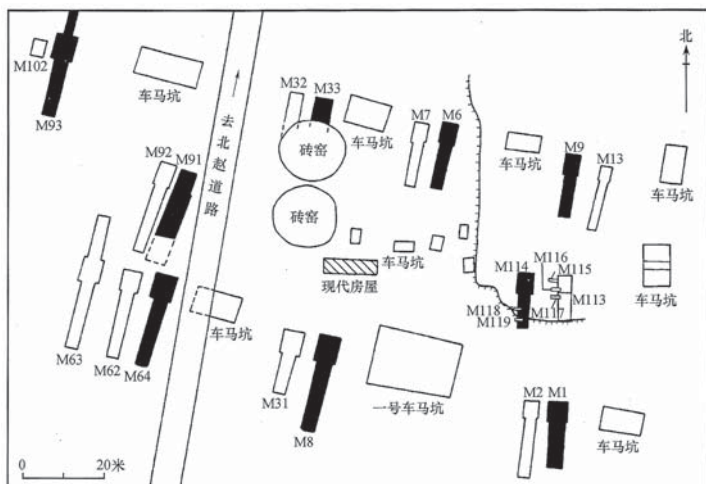
（一）北趙晉侯墓地について

北趙晉侯墓地の概要については冒頭に記した通りである。墓地の配置については次頁の圖を参照。圖中で黒くマークされている墓地が各代の晉侯の墓地とされ、それぞれに隣接する墓地がその夫人墓とされている。

『史記』晉世家によれば、晉侯位は西周期において（一）唐叔虞、（二）晉侯燮（あるいは燮父）、（三）武侯寧族、（四）成侯服人、（五）厲侯福、（六）靖侯宜臼、（七）釐侯司徒、（八）獻侯籍（すなわち本銘の晉侯蘇）、（九）穆侯費王（あるいは弗生・潰王など）、（一〇）殤叔、（一一）文侯仇と繼承されていく。殤叔が穆侯の弟に當たる以外はすべて直系相續である。北趙晉侯墓地の被葬者は、それぞれの墓地から出土した青銅器銘に見える晉侯の名を、この『史記』晉世家などに見える晉侯世系と結びつけて考證されるのが通例であり、井中偉・王立新『夏商周考古學』（科學出版社、二〇一三年）は、時期が古いものから順番に一一四・一一三號墓が晉侯燮及び夫人墓、九・一三號墓が武侯及び夫人墓、六・七號墓が成侯及び夫人墓、三三・三二號墓が厲侯（出土器銘により晉侯燮馬とされる）及び夫人墓、九一・九二號墓が靖侯（同じく出土器銘により晉侯喜父）及び夫人墓、一・二號墓が釐侯（出土器銘により晉侯靦）及び夫人墓、八・三一號墓が獻侯（本銘などにより晉侯蘇）及び夫人墓、六四・六二・六三號墓が穆侯（出土器銘により晉侯邦父）及び夫人墓、九三・一〇二號墓が文侯あるいは殤叔及び夫人墓とされている。ただし、その後更に山西省曲沃縣史村鎮羊舌村南に羊

舌晉侯墓地が発見され、井中偉・王立新『夏商周考古學』はその一號墓が文侯の墓ではないかとしている。

北趙晉侯墓地配置圖（井中偉・王立新『夏商周考古學』）



前述のように仇士華・張長壽「晉侯墓地M八的碳十四年代測定和晉侯蘇鐘」は本器の出土した八號墓について、炭素一四年代測定により

前八〇八±八年という年代を導き出し、晉獻侯籍（晉侯蘇）の没年を宣王十六年（前八一二年）と位置づける『史記』晉世家の記述と一致するとしている。⑰夏商周斷代工程專家組では、これ以外の晉侯墓についても炭素一四年代測定の結果が掲載されている。（ただし同書刊行時に発見されていなかった一一四・一一三號墓を除く。）これに対して⑱吉本道雅は、『史記』晉世家における獻侯一一年、穆侯二十七年在位年数が轉倒しており、獻侯の在位は前八二二〜前七九六年の二七年間であるという観点から、『禮記』檀弓上の「君即位而爲椁」【君位に即きて椁を爲る】を引き、王侯が棺などの葬具を生前の早い時期から準備することは常識に屬するとし、前八〇八±八年の測定値は、前八一二年の没年より前七九六年の没年を裏付けるものであるとしている。

以上の議論は『史記』晉世家及び三代世表・十二諸侯年表の傳える情報が、晉侯の在位年数には錯誤があっても、晉侯の世系には問題がないという前提に立っている。しかし晉侯の名から見ると、本銘の晉侯蘇が晉獻侯であるとすれば、獻侯の名を籍とする『史記』が誤っているということになる。

中國以外の國の研究者が特にこの前提に對して疑問を呈している。⑲劉克甫 (M. V. Kiyukov) は、各墓出土の器銘に見える晉侯の名と『史記』晉世家に見える晉侯の名とが符合せず、實際は『史記』晉世家に記載される以外にも晉侯が存在したのではないかとする。（王恩田の説を引き、晉にも魯のような一繼一及が存在したと想定する。）そして同一の晉侯の器が異なる墓から出土し、異なる晉侯の器が同一の墓

より出土していることから、これらの器は被葬者本人の作器以外にも父祖の傳世品や主君からの賞賜品などである可能性を指摘し、各墓地の規模なども勘案し、北趙晉侯墓地は晉侯ではなく晉國の大夫クラスの貴族の墓地であると結論づけている。ロータール・フォン・ファルケンハウゼン著、吉本道雅譯「諸侯リネージにおける等級と性差（前1000～前650年頃）」『周代中國の社會考古學』第二章、京都大學學術出版會、二〇〇六年）も同様に、各墓出土器銘に見える晉侯の名が『史記』に見える晉侯の名とほとんど一致しないことにより、『史記』の記述の信頼性を疑い、出土器銘に見える晉侯の名によって被葬者を決定する手法についてもやはり疑問を呈している。

⑦角道亮介は⑧劉克甫 (M.V. Kryukov) の議論を承け、中國人研究者の議論が、本來青銅器など出土遺物の編年から各墓地造營の順序を決定し、その上で出土した青銅器の銘文と『史記』など傳世文獻の記載とが對應するか否かを検討すべきであるのに、逆に出土器銘と傳世文獻の記載とを摺り合わせてから遺物の検討を行っており、また器銘など出土文字資料が傳世文獻の記載と對應しない可能性に對する視點が抜け落ちていと批判する。その上で出土青銅器の器形編年により北趙晉侯墓地が一・一四・一一三號墓、九・一三號墓、六・七號墓、一・二二號墓、三・三三・三三號墓、九一・九二號墓、八・三一號墓、六四・六二號墓、九三・六三・一〇二號墓の順に造營されたとする。そして青銅器の出土點數や品質（周原などで出土の王朝の青銅器との共通性を指摘する。）から見て北趙晉侯墓地が晉侯の墓地の可能性が高く、特に曲沃平陽に都を置いたとする靖侯から、絳に都を遷した穆侯期までの晉侯及び當

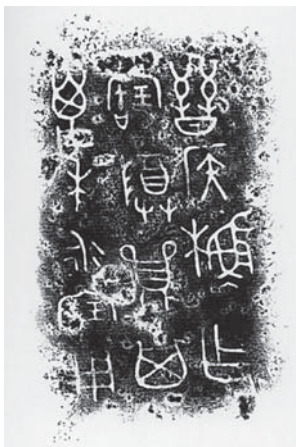
地を據點とした桓叔（文侯の弟）・莊伯二代の曲沃侯の墓地ではないかとする。この三者の見解のうち、特に『史記』晉世家に見える晉侯の系譜に疑問を持つ態度が今後の議論にも求められるであろう。

(二) その他の八號墓出土青銅器銘

本器が出土した北趙晉侯墓地八號墓からは、他に以下の銘文を有する青銅器が出土している。

a 晉侯蘇鼎

晉侯蘇鼎 戊器 (M8:28) 器影・器銘拓本 (④『晉國奇珍』)



器名 晉侯蘇鼎

時代 西周晚期

出土

同銘のものが甲・戌器の計五件確認されているが、このうち考古發掘を経たものは戌器（北趙晉侯墓地 M8:28）のみで、その他は盜掘を経て購入・回収されたものである。

所藏

曲沃縣博物館（甲・乙器）、上海博物館（丙器）、范季融氏（米籍華人）
首陽齋（丁器）、山西省考古研究所（戊器）

著錄

- ① 北京大學考古系・山西省考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第二次發掘」〔『文物』一九九四年第一期〕
- ② 上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』（上海人民美術出版社、二〇〇二年）
- ③ 陳佩芬編『夏商周青銅器研究—上海博物館藏品』（上海古籍出版社、二〇〇四年）、西周篇 360
- ④ 張桂光主編『商周金文模釋總集』（中華書局、二〇一〇年）、第七冊、1888頁
- ⑤ 胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』（綏裝書局、二〇〇八年）上篇、371～377
- ⑥ 周亞「館藏晉侯青銅器概論」〔『上海博物館集刊』第七期、一九九六年〕

年)

② 曲沃縣博物館「天馬—曲村遺址青銅器介紹」〔『文物季刊』一九九六年第三期〕

③ 首陽齋・上海博物館・香港中文大學編『首陽吉金—胡盈瑩・范季融藏中國古代青銅器』（上海古籍出版社、二〇〇八年）38
近出 315～318
新收 860～864
吳鎮烽 1989～1993

考釋

考釋

- ⑦ 角道亮介「晉國墓地的研究」（原題「西周時代晉國墓地的研究—晉國青銅器を中心として」、『中國考古學』第七號、二〇〇七年。後に『西周王朝とその青銅器』、六一書房、二〇一四年に收録）
- ⑧ 周亞「關於晉侯蘇鼎件數的探討」（上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年）

器制

いずれも本體部分は半球形。口部は微かにすぼまり、折沿方唇。口部の下に二つ耳があり、圓底に三本の蹄足がある。口部の下に大小交互に重環紋があり、その下に凸弦紋がある。③ 周亞によると各器の大きさは甲器（通高 32.6 ㎝、口徑 39 ㎝）、乙器（通行 30.2 ㎝、口徑 35.4 ㎝）、丙器（通高 28 ㎝、口徑 32.7 ㎝）、丁器（通高 23.5 ㎝、口徑 26.6 ㎝）、戊器（通高 21.3 ㎝、口徑 24.8 ㎝）である。④ 周亞は、① 北京大學考

古系等・④『晉國奇珍』掲載の数値には誤りがあるとする。

b 晉侯斲簋

晉侯斲簋 乙器 (M8:30) 器影・器銘拓本 (④『晉國奇珍』)

銘文 内壁部に三行一三文字。

晉侯穌(蘇)乍(作)

寶墜鼎。其

萬年永寶用。

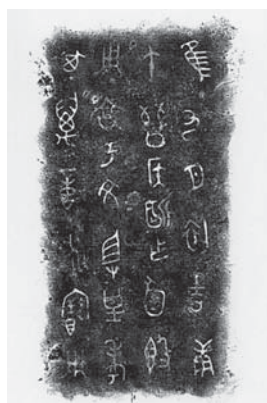
「晉侯穌」は晉侯蘇鐘の「晉侯穌」と同一人物を指すと見られるが、ただこの銘の「穌」字は晉侯蘇鐘と異なり、「木」と「魚」が左右逆となっている。

訓讀

晉侯蘇、寶墜鼎を作る。其れ萬年永く寶用せよ。

現代語譯

晉侯蘇が宗廟に供えるための寶鼎を作った。萬年まで永久に寶器として用いよ。



器名 晉侯斲簋・晉侯斲簋・晉侯斲簋

時代 西周中期(近出二・吳鎮烽)、西周晚期(近出・新收等)

出土

現存するものは甲乙丙器の三件だが、①北京大學考古系等は八號墓での方座の残片の存在を理由に元々四件あったのではないかとする。このうち甲器(北趙晉侯墓地 M8:23)と乙器(同 M8:30)が考古發掘を経て發見され、丁器は盜掘を経て購入された。

所藏 山西博物院(甲・乙器)、上海博物館(丁器)

器制

有蓋の方座簋。ただし丁器は蓋を缺く。蓋と器本體それぞれに銘文が鑄込まれている。蓋には圈状の捉手がある。器本體の形状は、口部が外側に廣がり、束頸、鼓腹、圈足で、兩側に獸首垂珥耳がある。紋様は蓋頂・蓋縁・器本體の頸部・腹部・圈足・方座にそれぞれ獸目交連紋があり、方座の各面には更に牛角型獸面紋がある。大きさは甲器(通高38.4㎝、口徑24.8㎝)、丁器(通高38.4㎝、口徑24.8㎝)、丁器(通高27.8㎝、口徑24.5㎝)とある。

著録

- ① 北京大學考古系・山西省考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第二次發掘」(『文物』一九九四年第一期)
- ② 上海博物館編『晉國奇珍—山西晉侯墓群出土文物精品』(上海人民美術出版社、二〇〇二年)
- ③ 陳佩芬編『夏商周青銅器研究—上海博物館藏品』(上海古籍出版社、二〇〇四年)、西周篇 385
- ④ 張桂光主編『商周金文模釋總集』(中華書局、二〇一〇年)、第七冊、1913・2114頁
- ⑤ 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集(研文出版、二〇一三年)
- ⑥ 周亞「館藏晉侯青銅器概論」(『上海博物館集刊』第七期、一九九六年)
- 近出 476 ~ 477
- 新收 865 ~ 867

近出 11418


吳鎮烽 5051 ~ 5053

考釋

- ⑦ 鄒衡「論早期晉都」(『文物』一九九四年第一期。後に上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年に收録)
- ⑧ 彭裕商「晉侯蘇鐘年代淺議」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年)
- ⑨ 彭裕商「西周青銅器年代綜合研究」(巴蜀書社、二〇〇三年)
- ⑩ 胡長春「新出殷周青銅器銘文整理與研究」(綏裝書局、二〇〇八年) 上篇、563 ~ 565
- ⑪ 李朝遠「晉侯方座簋銘管見」(第二屆國際中國古文字學研討會論文集、香港中文大學、一九九三年。後に『青銅器學步集』、文物出版社、二〇〇七年に收録)
- ⑫ 張頌「晉侯斲簋銘文初識」(『文物』一九九四年第一期)
- ⑬ 裘錫圭「關於晉侯銅器銘文的幾個問題」(『傳統文化與現代化』一九九四年第二期。後に『裘錫圭學術文集』第三卷、復旦大學出版社、二〇一二年に收録)
- ⑭ 孫華「晉侯斲／斲組墓的幾個問題」(『文物』一九九七年第八期)
- ⑮ 張長壽「關於晉侯墓地的幾個問題」(『文物』一九九八年第一期。後に張長壽『商周考古論集』、文物出版社、二〇〇七年に收録)
- ⑯ 黃錫全「關於晉侯墓地幾位晉侯順序的排列問題」(『古文字論叢』、

藝文印書館、一九九九年)

④何琳儀「晉侯斲器考」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年。後に『安徽大學漢語言文字研究叢書 何琳儀卷』、安徽大學出版社、二〇一三年に収録)

④陳松長「字小考」(上海博物館編『晉侯墓地出土青銅器國際學術研討會論文集』、上海書畫出版社、二〇〇二年)

銘文



蓋・器本體內壁部に四行二六文字。ただし甲器のみ二行目が「匚」字で終わる。

佳九月初吉庚

午、晉侯斲乍(作)函殷(簋)。

用高(享)于文曼(祖)・皇考、

其萬畜(億)永寶用。

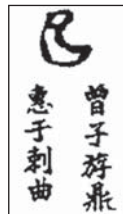
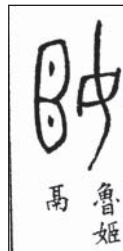
晉侯の名の釋讀については、 (斲)・ (斲)・斲の三説に分かれる。③李朝遠は、この字の左部は甲骨文字や魯侯尊(明公簋。集成4029(西周早期))に見える「囙」、すなわち咎・繇と讀まれる字で、右部と合わせて「斲」字であるとし、同音の「仇」字として讀み、「晉侯斲」は晉文侯仇を指し、八號墓の被葬者も文侯であるとする。①北京大學考古系等は、この字を「斲」字とし、八號墓は晉侯墓地中最大であり、被葬者は獻侯か穆侯であるとす。⑧鄒衡はこの字を釋讀せ

ず、本器及び次に取り上げる晉侯斲壺の作器者は晉文侯であり、父親の晉侯蘇すなわち穆侯の副葬品として作ったものとし、八號墓の被葬者は穆侯とする。③張頌は「斲」字と釋して「匹」の本字とし、晉文侯仇の字であり、八號墓の被葬者は文侯とする。⑦裘錫圭は、本銘は父のために子が作った器の銘文の形式としては合わないとし、⑧鄒衡説を否定する。そして晉侯の名は左部が金文の「姫」字の傍の部分と類似するとして「斲」字と釋し、「斯」の異體字であり、晉侯蘇の字であるとす。八號墓の被葬者は獻侯とする。③周亞は「斲」字と釋し、左部の外框の上部がやや小さく、下部がやや大きいのが「臣」と明らかに合わないとする。③孫華は、この字の左下の「卜」と見られる部分が、一本の線が折れ曲がる形であって「卜」の形ではなく、この字は「斲」字であるとす。そして「斲」は晉釐侯司徒の字であり、八號墓の被葬者である晉獻侯蘇が生前に父の釐侯より與えられたものを副葬したとする。③張長壽は、北趙晉侯墓地九一號墓で晉侯熒馬器・晉侯喜父器が、九二號墓でこの二者に加えて晉侯執器が出土しているという状況では、この中のいずれがどの晉侯の名で字なのか確言しがたいとし、⑦裘錫圭説を批判する。そして晉侯蘇と晉侯斲は同一の晉侯ではないとし、八・三一號墓の被葬者を晉侯蘇及びその夫人としたうえで、あるいは盜掘済みの六・七號墓の被葬者が晉侯斲で、何らかの原因でそこから晉侯斲器が八號墓に流出したのではないかと推測する。④黃錫全は、この字を「斲」とし、晉釐侯司徒の字であり、⑦裘錫圭の字釋を引いて「斯」の異體字とする。八號墓の被葬者については晉侯蘇とする。④何琳儀は、晉侯の名は「斲」字で、「斲」字

の異文であり、晉釐侯司徒の字とする。㉞胡長春もこの説を支持する。㉟陳松長は、晉侯の名を「斲」としたうえで、『説文解字』では「配」字の古文の字形が「戸」に従っていることから、「斲」字を「所」の古文の異構字であるとし、晉獻侯蘇を指すとす。㊱・㊲彭裕商は、㉟張長壽と同じく他の晉侯墓で異なる晉侯の器が二、三種出土しているからには、八號墓の晉侯蘇と晉侯斲も一名一字ではないとする。しかし『史記』の記述を軽々しく改めるわけにもいかず、晉侯蘇鐘の三十三年が宣王の紀年であるとすれば、晉侯蘇は㉟鄒衡らの言うように晉穆侯であるとする。晉侯斲簋・壺の器形・紋様は宣王期前後の頌簋／壺などに類似し、晉侯斲は獻侯であるとする。このほか、㊳陳佩芬・㊴模釋總集・近出・近出二・呉鎮烽はいずれも晉侯の名を「斲」とする。

この字の字形については、簋三器・壺二器（壺銘は次のc項を参照。）のうち、簋甲器（北趙晉侯墓地 M8:23）と壺乙器（同 M8:26）の二件が「斲」の形に作り、それ以外の三件が「斲」の形に作る。（M8:26の字形については下圖第一段を参照。圖は近出4:6より。）この字の左部が「臣」であるとすれば、㉟周亞の指摘するように、左部の外框の上部と下部の大きさが異なる點が不審である。「臣」であればそれほど極端に大きさが變わることはない。（下圖第二段の金文「姬」字の左部を参照。圖は金文編七八九頁より。）しかし「困」であれば外框の上部と下部の大きさが異なるものも存在する。（下圖第三段の甲骨文「困」字を参照。圖は郭沫若主編、中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集』（中華書局、一九七七～一九八二年）二〇五七六正

より。）㊵何琳儀の「斲」字説については、『説文解字』の「曲」字古文の字形や曾子旂鼎の「曲」字との類似を指摘するが、（曾子旂鼎の「曲」字は左圖第四段を参照。圖は『金文編』八四七頁より。）特に壺銘乙器の字形と乖離し、（次のc項拓本を参照。）字形の譌變で説明するにやや無理があるように思われる。よってこの字は「斲」字と見るべきであり、簋甲器など「斲」のように見える字形は、譌變あるいは左下の「卜」の筆畫が一部消失し、左上の點は筆畫の一部ではなく銅器表面の錆や傷ということになる。



㉟李朝遠などのように八號墓の被葬者を晉文侯とする説については、北趙晉侯墓地のその他の墓地の状況がまだ明らかとなっていない時期のものということもあり、検討の必要はあるまい。晉文侯の名は、出土文獻では清華簡『繫年』第二章第八簡に現れ、「晉文侯載」と表記されている。（左圖参照。圖は清華大學出土文獻研究與保護中心編・李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡（貳）』（中西書局、二〇一一年）、二五九頁より。）「斲」字が晉文侯の名を指す可能性はほとんどないであろう。㉟張頴のように文侯の字と見なす説についても、㉟張長壽などの主張するように、そもそもこれが晉侯の名なのか字なのか確定するすべはない。㉟劉克甫（M. V. Kryukov）や㉟角道亮介の論ずるように、『史記』晉世家に現れない晉侯である可能性も排除できない。八號墓の被葬者についても晉



侯蘇か、假に蘇と別人であるとすれば晉侯斲なのか、確定することはできない。

「函殷(簋)」の「函」字は本銘が初見であり、^{③⑥}張頌は「鑄」字の別構・省體とし、^{③⑦}周亞は、「函殷」は晉侯銅器中所見の「彼盨」「匊鼎」と同様に器物の用途あるいは形制を表すとす。④何琳儀は「錡」と釋讀して「函」の異文とし、容器の泛稱とする。③⑦周亞・④①何琳儀のように器物の用途・形制を示す語、あるいはその泛稱と見るのがよいであろう。

「萬音」の「音」字については、^{③⑤}李朝遠は「意」字の省とし、『説文』心部「意」字「一曰十萬曰意」【一に曰く十萬を意と曰ふ】の段注「經傳皆作億」【經傳に皆な億に作る】を引く。金文の用例としては令狐君嗣子壺(集成 9719、9720 (戰國早期))に「萬音年」の語があることを指摘する。

訓讀

佳れ九月初吉庚午、晉侯斲、函簋を作る。用て文祖・皇考を享し、其れ萬億永く寶用せよ。

現代語譯

九月初吉庚午の日、晉侯斲が簋を作った。これによって文祖・皇考を祀り、萬年億年まで永久に寶器として用いよ。

c 晉侯斲壺

晉侯斲壺 乙器 (M8:26) 器影・蓋銘拓本 (④『晉國奇珍』)



器名 晉侯斲壺・晉侯斲壺・晉侯斲壺

出土

甲器(北趙晉侯墓地 M8:25)・乙器(同 M8:26)の二件が考古發掘を経て發見されている。

時代 西周中期(近出二・吳鎮烽)、西周晚期(近出・新收等)

所藏 山西博物院

著錄

①北京大學考古系・山西省考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第二次發掘」(『文物』一九九四年第一期)

④上海博物館編『晉國奇珍——山西晉侯墓群出土文物精品』（上海人民美術出版社、二〇〇二年）

⑥張桂光主編『商周金文模釋總集』（中華書局、二〇一〇年）、第七冊、1985・2114～2115頁

⑦高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集（研文出版、二〇一三年）

近出 969

新收 868～869

近出 1875

吳鎮烽 12396～12397

考釋

b 晉侯斯簠を参照。ただし⑧胡長春の本銘の編號は 1036。

器制

有蓋の方壺。平蓋の頂部に透かし彫りの山形の捉手がある。器本體は長頸、垂腹で、圈足がある。頸部の兩側に象首形の耳があり、それぞれ環が掛けられている。紋様は、蓋面に交龍紋、口下と圈足に獸目交連紋、頸部に波曲紋、腰部に重環紋、腹部には雙身龍首で尾が交わり合う龍紋がある。大きさは甲器（通高 67.2cm、口縦 18cm、口横 22.2cm）、乙器（通高 68.8cm、口縦 18cm、口横 22.8cm）である。

銘文 蓋の内壁部に四行二五（二六）文字。

佳九月初吉庚

午、晉侯斯乍（作）罍

〔華〕壺。用享（享）于文曼（祖）。

皇考、萬善（億）永寶用。

三行目冒頭「華」字は、甲器 (M8:25) には存在せず、二行目が「壺」字で終わる。本稿掲載の拓本は、④『晉國奇珍』は乙器 (M8:26) のものとして紹介している。新収もこれを踏襲し、「華」字がない方（全二五文字の方）の拓本を甲器のものとするが、①北京大學考古系等は逆に乙器 (M8:26) の拓本として「華」字がない方の拓本を挙げており、近出・近出二・吳鎮烽もこれを踏襲する。どちらの情報も正しいのかわからないが、本稿では取り敢えず④『晉國奇珍』の方に従っておく。なお、近出・新収兩方の模本・釋文を掲載する⑥模釋總集は、新収 868 (M8:25) を「近出 969（筆者注：M8:25）に見える」として處理する。

「華」字は、吳鎮烽は「年」字とし、第三行第一字に誤置したとするが、字形は明らかに「華」字である。器形、おそらくは特に蓋の形を形容したものであろう。

訓讀

佳れ九月初吉庚午、晉侯斯、罍〔華〕壺を作る。用て文祖・皇考を享し、萬億まで永く寶用せよ。

現代語譯

九月初吉庚午の日、晉侯斲が宗廟に供えるための「華のような飾りのついた」壺を作った。これによって文祖・皇考を祀り、萬年億年まで永久に寶器として用いよ。

d 疇侯爵

疇侯爵 (①北京大學考古系等)



兔尊 (M8:30) (④『晉國奇珍』)



①北京大學考古系等によると「疇(?) 侯乍(作)旅彝。」【疇(?) 侯、旅彝を作る。】の銘文を有することだが、銘文の拓本等は公表されていない。同書では形制・紋様・銘文ともに西周早期の特徴を呈しており、器表面の摩耗が酷く、前代より傳世された銅器であるとする。⑧劉克甫 (M.V. Kryukov) は器形から本器を康王・昭王期以前とし、「疇(?) 侯」は晉侯燮父と近い時期の晉侯ではないかとし、「唐叔虞」「晉侯燮父」などと同様に諸侯の封地を冠した號と見ている。

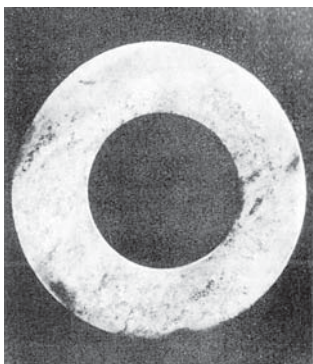
しかし晉の祖の一人ではなく、別地の諸侯の器で、六四號墓出土の楚公逆鐘のように外地からもたらされた可能性もあろう。

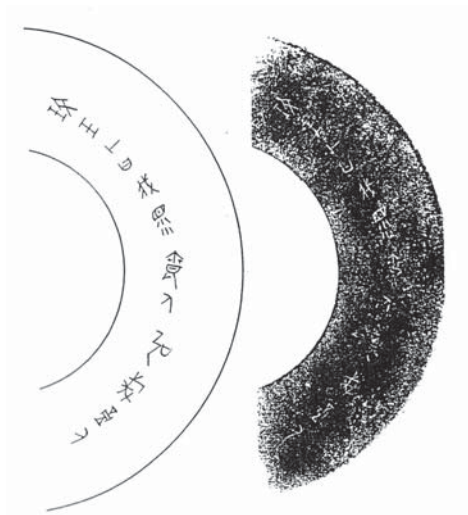
このほか八號墓からは無銘の青銅器も多く出土している。この中で注目されるのは、M8:30など三件の兔尊である。兔型の青銅器はこれまで例が少なかったが、同じく北趙晉侯墓地六四號墓では四件出土しているとのことである。(李朝遠「晉侯墓地出土青銅器綜覽」、④『晉國奇珍』。後に『青銅器學歩集』、文物出版社、二〇〇七年に収録)

(三) 三三號墓出土玉器銘

八號墓及びその被葬者の夫人墓とされる三三號墓からは多くの玉器が出土しているが、三三號墓から有銘の玉器である文王玉環が出土している。これについても紹介しておくことにしたい。

文王玉環器影・器銘拓本及び模本





器名 文王玉環

出土

北趙晉侯墓地三一號より考古發掘を経て發見された。發掘編號はM31:108。

時代 西周早期

所藏 山西省考古研究所

著錄

④北京大學考古系・山西省考古研究所「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地

第三次發掘」(『文物』一九九四年第八期)

吳鎮烽 19710

考釋

④李學勤「文王玉環考」(『華學』第一期、中山大學出版社、一九九五
年)

⑤王暉「周文王克商方略考」(『陝西師範大學學報』二〇〇三年第三期、
後に『古文字與商周史新證』、中華書局、二〇〇三年に收録)

⑥陳劍「釋“琮”及相關諸字」(『甲骨金文考釋論集』、線裝書局、
二〇〇七年)

⑦劉桓「卜辭所見周文王時期的商周關係」(『甲骨集史』、中華書局、
二〇〇八年)

⑧孫廣明「文王玉環銘文考—兼說甲骨文“壺”、“復”」(『寶鷄文理學
院學報(社會科學版)』二〇一二年第五期)

器制

直徑12.8cm、内徑6.5cm、厚約0.6cm。紋様はなく灰白色。

銘文 一行一二文字。

玫(文)王卜曰、「我眾寡(唐)人弘淺(戰)亞人。」

「玫(文)王」は、④李學勤は諡號であり、本銘を文王死後のものと
見なす。⑤王暉は文王在世時のものとする。

④李學勤は「我」は周を指すとす。『竊(唐)』字の釋は④李學勤に據る。この字は「爵」の省に從い「易」聲で、「觴」字の古體であり、晉公益(集成10342 春秋)において晉公の皇祖とされている「唐公」の「唐」字と類似し、ただ「邑」旁を缺くのみであるとする。晉公益の「唐」字については左圖参照。(圖は集成10342より。)



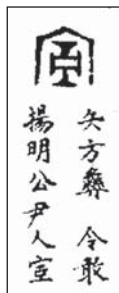
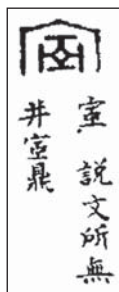
④李學勤は更に天馬—曲村遺址が唐叔虞始封の地であり、本器がその位置を示す重要證據であるとし、唐國は文王の時には周の盟友であったとする。⑤王暉・⑥陳劍・

⑧孫廣明もこの字を「唐」とするが、⑦劉桓のみ「爵人」として「雀人」と読み、武丁期の甲骨文に見える雀國の後ではないかと疑う。晉公益の字形との類似から、本稿でも「唐」字と解しておくことにする。

「弘」字は、④李學勤は「大」の意とする。その下の字は、④北京大學考古系等は「代」とするが、「伐」の誤記であろうか。④李學勤は「𡗗」字とし、「戰」と讀む。⑧孫廣明はこれを補足し、二戈が向かい合う形に從うとする。吳鎮烽はこの字を「旅(伐)」とする。字形がやや崩れているようであるが、この字は二戈を重ね合わせた形に近く、「𡗗(戰)」と釋讀してよいと思われる。

最後の二字は、④北京大學考古系等は「景人」とするが、何を根據としたものかわからない。④李學勤は「宀(賈)人」と釋讀し、吳鎮烽は「亼人」とする。⑥陳劍は「亼」字として甲骨文的「亞侯」の「亞」字と關連づけ、崇侯虎の崇國を指すとす。⑦劉桓も甲骨文的「亞侯」と同じとする。⑧孫廣明もこの字を「亼」とするが、甲骨文的「復」字の從うところで、「壺」の象形であり、假借して「胡」と讀むとする。

この字は⑥陳劍が指摘するように金文の「宀」字の旁の部分に當たり、甲骨文的「亞」字とも通用する字體である。(左圖参照。ともに金文編五三六頁より。)字形の上では「亼」とし、甲骨文的「亞」の省體とするのが最も合致しているように思われる。しかしこの字をどう讀むかは確定しがたく、本稿では字のままとしておくことにする。



本器の性質については、④李學勤は侯馬盟書の卜筮類と同じ性質とし、文王と唐人との同盟を結んだ際にこの玉環を神に捧げ、唐地に留められ、その後西周初年に唐人が周王朝への戦功を示すために銘文を刻んだのではないかと推測し、唐國の滅亡後に封建された晉公室の所有するところとなり、獻侯夫人の殉葬に用いられたとする。本銘の「玫(文)王」などのような號を生號と見るか、當該の王の没後に作られたもので諡號と見るかについては論争があるが、現在は諡號と見る見解が優勢のようである。本稿でも本銘を文王生前の作ではなく没後の作と見ておくが、あるいは文王生前の甲骨文的内容を記念のために本器にリライトしたという可能性もあろう。

訓讀

文王トして曰はく、「我、唐人と弘いに亼人と戰はんか」と。

現代語譯

「文王がトして言うには、「我らは唐人とともに大いに亞人と戦うべきだろうか。」

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)